

国住指第 568 号
令和 8 年 4 月 1 日

各都道府県
建築行政主務部長 殿

国土交通省 住宅局 建築指導課長
(公印省略)

BIM 図面審査の取扱いについて (技術的助言)

建築分野における生産性を向上するため、三次元の形状情報及び属性情報を併せ持つ建物モデル (以下「BIM モデル」という。) をデジタル上に構築するシステムである BIM (Building Information Modelling) の活用の推進について、国土交通省が設置した建築 BIM 推進会議を中心に官民が連携して取り組んでおり、BIM モデルから作成された図書等を建築確認手続に活用し、審査の効率化を図る「BIM 図面審査」の運用開始に向けて検討を進めてきたところである。

今般、BIM 図面審査の運用開始に向けて「建築基準法施行規則の一部を改正する省令 (令和 8 年国土交通省令第 22 号。以下「改正省令」という。)」及び「確認審査等に関する指針等の一部を改正する告示 (令和 8 年国土交通省告示第 438 号。以下「改正告示」という。)」が令和 8 年 3 月 31 日に公布、同年 4 月 1 日に施行されることとなった。

については、今回施行される改正省令及び改正告示による改正後の建築基準法施行規則 (以下「規則」という。) 及び確認審査等に関する指針 (以下「指針告示」という。) 並びに BIM 図面審査の取扱いの細目について、地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言として、下記のとおり通知する。

また、その他 BIM 図面審査の運用の細目については、建築 BIM 推進会議が策定した「建築確認における BIM 図面審査ガイドライン (以下「ガイドライン」という。)」及び「BIM 図面審査 申請・審査マニュアル」に定められているので参照されたい。

貴職におかれては、貴管内の特定行政庁並びに貴都道府県知事指定の指定確認検査機関及び指定構造計算適合性判定機関に対して、この旨周知方お願いする。なお、国土交通大臣指定又は地方整備局長等指定の指定確認検査機関及び指定構造計算適合性判定機関に対しても、この旨通知していることを申し添える。また、本通知の内容は総務省消防庁と協議済みであることを申し添える。

記

1. 建築物等情報モデルについて

規則において、BIM モデルは「建築物等情報モデル」として、「プログラムにより建築物その他の工作物又はその部分の外部及び内部の形状を示す三次元の情報を当該建築物その他の工作物又はその部分の名称、面積その他の情報と関連付けて記録した設計に係る電磁的記録」と定義した。

この「建築物その他の工作物又はその部分の外部及び内部の形状を示す三次元の情報」には、二次元の形状情報に高さの情報を関連付けたものも含まれる。

なお、建築物等情報モデルの作成を支援するため、関係団体において「参考テンプレート」及び「サンプルモデル」が公表されているので参考とされたい。

2. BIM 図面審査における整合性確認の省略について

指針告示第1第2項第1号において、確認審査の際に実施することとしている確認申請書又は計画通知書並びにこれらの添付図書及び添付書類（以下「申請書等」という。）の記載事項が相互に整合していることの確認（以下「整合性確認」という。）について、規則第1条の3第1項第3号の2等に規定する誓約書の提出を受けたときは、当該誓約書に係る図書の記載事項については整合性確認を要しないこととした。

規則において、誓約書は、「図書が適切な方法により作成されていることを誓約する書面」とされているところ、当該図書の作成の「適切な方法」として、ガイドラインにおいて「BIM 図面審査における入出力基準」が定められている。また、ガイドラインにおいて、「BIM 図面審査における入出力基準適合誓約書」が誓約書の参考様式として定められているため、参考とされたい。

なお、誓約書は、建築基準法第12条第8項又は第77条の29第2項の規定により特定行政庁又は指定確認検査機関において15年間保存しなければならない図書に含まれるものであるため留意されたい。

3. BIM モデルの提出について

BIM 図面審査においては、BIM モデルから図書が作成されていることを担保するとともに、確認審査において計画建築物の形状等の把握を容易にするため、BIM モデルを参照することが適当である。

このため、ガイドラインにおいては、確認申請時に誓約書とあわせてBIM モデル（BIM モデルに関して標準化されたファイル形式である IFC 形式のものに限る。）を提出することとされている。

4. 確認申請用 CDE の活用について

ガイドラインにおいては、BIM 図面審査の運用にあたり、関係者（建築主事等又

は指定確認検査機関、都道府県知事又は構造計算適合性判定機関、所管行政庁又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関及び消防長等をいう。)の間で、申請書等及びBIMモデルが一元管理されるとともに、BIMモデルを正確に閲覧できる情報環境(以下「確認申請用CDE」という。)において行うこととされ、一般財団法人建築行政情報センターが提供する確認申請用CDEにおいて行うことが標準とされている。

また、確認申請用CDEを活用した構造計算適合性判定の手続においては、申請書等のデータと同一性が確保された構造計算適合性判定申請書の添付図書及び添付書類のデータが申請された場合には、規則第3条の12に規定する適合判定通知書並びにこれに添える図書及び書類(以下「適合判定通知書等」という。)の提出並びに指針告示第1第4項第3号ロ(2)(i)に規定する申請書等と適合判定通知書等の整合性確認については、申請者も含めた関係者間で事前に十分調整の上で、合理的に運用することは差し支えない。

以上